

第 66 回

原子炉主任技術者試験（筆記試験）

原子炉に関する法令

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及びその関係法令等につき解答せよ。

以下の問いにおいて、「原子炉等規制法」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をいう。

6問中5問を選択して解答すること。（各問20点：100点満点）

（注意）（イ） 解答用紙には、問題番号のみを付して解答すること。

（指示がない限り問題を写し取る必要はない。）

（ロ） 1問題ごとに1枚の解答用紙を使用すること。

令和6年3月13日

第1問 以下の問いに答えよ。

- (1) 次の文章は、原子炉等規制法における条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－東京

(許可の基準)

第二十四条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

- 一 試験研究用等原子炉が□①以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に試験研究用等原子炉を□②及び□③があり、かつ、試験研究用等原子炉の□④があること。
- 三 試験研究用等原子炉施設の□⑤が核燃料物質（使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める□⑥するものであること。
- 四 第二十三条第二項第九号の□⑦が原子力規制委員会規則で定める□⑥するものであること。

2 (略)

(設計及び工事の計画の認可)

第二十七条 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事（核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。）をしようとする試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。）について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするとき、この限りでない。

- 2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。
- 一 その設計及び工事の計画が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の〔⑧〕又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
- 二 試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の〔⑨〕に適合するものであること。
- 4 ～ 5 (略)

- (2) 次の文章は、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則、及び、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則における条文の一部である。文章中の〔 〕に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号の〔 〕には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ②－東京

<試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則>

(炉心等)

第十五条 試験研究用等原子炉施設は、〔⑩〕を有するものでなければならない。ただし、〔⑪〕に係る試験研究用等原子炉施設であって当該試験研究用等原子炉施設の〔⑫〕は、この限りでない。

- 2 試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。
- 3 炉心は、〔⑬〕時又は〔⑭〕時に試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより〔⑮〕を超えないものでなければならない。
- 4 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、〔⑬〕時、〔⑭〕時及び設計基準事故時において、試験研究用等原子炉を〔⑯〕できるものでなければならない。
- 5 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 ⑬時及び⑭時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。
- 二 輸送中又は取扱中において、⑰を生じないものとする。

<試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則>

(炉心等)

第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な⑱及び⑲性質を保持するものでなければならない。

- 2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。
- 3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる⑳により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。

第2問 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の第十五条（保安規定）において、申請書に記載が要求される事項のうち、に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号のには、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－東京

（保安規定）

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための①（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 ②に関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 試験研究用等原子炉主任技術者の③及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる④及び⑤に関すること。
- 五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する⑥に関することであつて次に掲げるもの
 - イ ⑥の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ ⑥の内容に関することであつて次に掲げるもの
 - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
 - (2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
 - (3) 放射線管理に関すること。
 - (4) ⑦及び⑦によつて汚染された物の取扱いに関すること。
 - (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る⑥に関し必要な事項
- 六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの
 - イ 試験研究用等原子炉の運転を行う①の整備に関すること。
 - ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

- ハ 異状があつた場合の措置に関する事（第十四号に掲げるものを除く。）。
- ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する事。
- 七 ⑧、⑨及び⑩の設定並びにこれらの区域に係る⑪に関する事。
- 八 ⑫監視設備及び⑬監視設備に関する事。
- 九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。
- 十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事。
- 十一 ⑭に係る保安に関する事。
- 十二 ⑦の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。
- 十三 ⑮の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。
- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事。
- 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関する事。
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。
- 十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事（⑯及び⑰の実施に関する事並びに⑱に関する事及び長期施設管理方針を含む。）。
- 十八 試験研究用等原子炉施設の⑲に関する事。
- 十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する事。
- 二十 ⑳（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該㉑に関する情報の公開に関する事。
- 二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項

2 ～ 4 （略）

第3問 以下の問いに答えよ。

- (1) 以下は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三章における条文の見出しである。□に入る適切な語句を番号とともに記せ。
なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ①－東京

第三章 重大事故等対処施設

第三十七条 ～ 第四十三条 (略)

第四十四条 (緊急停止失敗時に発電用原子炉を□①にするための設備)

第四十五条 (原子炉冷却材圧力バウンダリ□②に発電用原子炉を冷却するための設備)

第四十六条 (原子炉冷却材圧力バウンダリを□③するための設備)

第四十七条 (原子炉冷却材圧力バウンダリ□④に発電用原子炉を冷却するための設備)

第四十八条 (最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)

第四十九条 (原子炉格納容器内の冷却等のための設備)

第五十条 (原子炉格納容器の□⑤を防止するための設備)

第五十一条 (原子炉格納容器下部の□⑥を冷却するための設備)

第五十二条 (水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

第五十三条 (水素爆発による□⑦の損傷を防止するための設備)

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第五十五条 (工場等外への□⑧を抑制するための設備)

第五十六条 (重大事故等時に必要となる□⑨設備)

第五十七条 (電源設備)

第五十八条 (計装設備)

第五十九条 (運転員が□⑩にとどまるための設備)

第六十条 ～ 第六十二条 (略)

- (2) 原子炉等規制法第三十四条及び第四十三条の三の二十一の規定に基づく記録しなければならない事項については、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第六十七条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第六十二条が定められている。

以下の事例について、上記の規定に照らして適切な対応には○を、不適切な対応には×を対応する番号ともに記せ。

〔解答例〕 ⑪－○、⑫－×

- ① 実用発電用原子炉施設の運転記録のうち、熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度は、運転中一時間ごとに記録し、その記録の保存期間は一年間である。
- ② 研究開発段階発電用原子炉施設の運転記録のうち、原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量は、運転中一時間ごとに記録し、その記録の保存期間は十年間である。
- ③ 試験研究用等原子炉施設の運転記録のうち、試験研究用等原子炉(臨界実験装置を除く。)内における燃料体の配置は、配置又は配置替えの都度記録し、その記録の保存期間は取出後十年間である。
- ④ 試験研究用等原子炉施設の運転記録のうち、試験研究用等原子炉(臨界実験装置を除く。)内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を变化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置は、挿入の都度記録し、その記録の保存期間は取出後十年間である。
- ⑤ 実用発電用原子炉施設の運転記録のうち、運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の日時は、その都度記録し、その記録の保存期間は一年間である。
- ⑥ 研究開発段階発電用原子炉施設の運転記録のうち、警報装置から発せられた警報の内容は、運転中一時間ごとに記録し、その記録の保存期間は廃止措置の終了に関する基準に適合することの確認を受けるまでの期間である。
- ⑦ 実用発電用原子炉施設の燃料体の記録(全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。)のうち、発電用原子炉への燃料体の種類別の挿入量は、挿入の都度記録し、その記録の保存期間は取出後十年間である。
- ⑧ 実用発電用原子炉施設の燃料体の記録(全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。)のうち、取り出した使用済燃料の燃焼度は、払出しの都度記録し、その記録の保存期間は廃止措置の終了に関する基準に適合することの確認を受けるまでの期間である。

- ⑨ 実用発電用原子炉施設等の事故記録のうち、事故の発生及び復旧の日時は、その都度記録し、その記録の保存期間は廃止措置の終了に関する基準に適合することの確認を受けるまでの期間である。
- ⑩ 実用発電用原子炉施設の保安教育の記録のうち、保安教育の実施計画は、教育の都度記録し、その記録の保存期間は十年間である。

第4問 次の文章は、原子炉等規制法及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、⑱を除き、同じ番号の□には同じ語句が入る。⑱については、同じ意味の異なる語句が入る□もあるので、そのうちいずれか1つを記せ。

〔解答例〕 ㉑－東京

<原子炉等規制法>

(発電用原子炉施設の①のための評価)

第四十三条の三の二十九 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における①を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、②をしなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について③をし、及び④をし、並びにこれらの③及び④の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の⑤に係る⑥について⑦をして、行わなければならない。

一 発電用原子炉施設において予想される⑧及び⑨(以下この号において

「⑧の防止等」という。)のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による⑧の防止等の⑩に関する事項

イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものの以外のものであつて⑧の防止等に資する⑪又は⑫を設置すること。

ロ 保安の確保のための⑬の増強、⑭の充実等による⑧の防止等を着実に実施するための⑮を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、⑯の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る③及び④並びに⑰の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に⑱しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

- 4 原子力規制委員会は、前項の規定により〔18〕られた事項のうち、当該評価に係る〔3〕及び〔4〕並びに〔17〕の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その〔18〕をした発電用原子炉設置者に対し、〔3〕若しくは〔4〕又は〔17〕の方法を変更することを命ずることができる。
- 5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による〔18〕をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該〔18〕をした評価の結果等を〔19〕するものとする。

<実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則>

(評価に係る〔3〕及び〔4〕並びに〔17〕の方法)

第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用原子炉施設において予想される〔8〕及び〔9〕（以下この号において「〔8〕の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による〔8〕の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
- イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。
- ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。
- ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する〔20〕を踏まえつつ、自ら〔6〕の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による〔8〕の防止等の効果
- 二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、〔16〕の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の〔3〕、〔4〕及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の〔16〕の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。
- 三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての〔7〕を行うこと。

第5問

- (1) 次の文章は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則における条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－東京

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が□①に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であって、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が□②センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び□③の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物

の表面の放射性物質の密度が第七十八条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定めると混載しないこと。

七 (略)

八 車両に積載して運搬する場合は、するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 ~ 十 (略)

2 ~ 4 (略)

- (2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十八条第一項第四号に規定する、原子力規制委員会の定める⑦及び⑧の線量当量率、及び、⑨及び⑩の放射性物質の密度を番号とともに記せ。

[解答例] ㉑-999ミリシーベルト毎時

㉒-999ベクレル毎平方センチメートル

⑦ 運搬物の表面

⑧ 運搬物の表面から一メートルの距離

⑨ 運搬物の表面の放射性物質（アルファ線を放出する放射性物質）の密度

⑩ 運搬物の表面の放射性物質（アルファ線を放出しない放射性物質）の密度

- (3) 次の文章は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則における条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－東京

(簡易運搬に係る技術上の基準)

第十七条 法第五十九条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（簡易運搬に係るものに限る。）は、第三条から第十四条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 ～ 七 (略)

八 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。

(事故故障等の報告)

第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を□^⑪、原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は□^⑫が生じたとき。

二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

三 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(危険時の措置)

第二十六条 法第六十四条第一項の規定により、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を□^⑬された者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 □^⑭に火災が起こり、又は□^⑭に延焼するおそれのある火災が起こった場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二 ～ 六 (略)

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第十七条第八号の規定にかかわらず、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を原子

力事業者等及び原子力事業者等から運搬を⑬された者に書面で申し出た者に限る。)をその線量当量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 (略)

- (4) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第十七条第八号に規定する原子力規制委員会の定める⑮から⑲の線量限度及び、第二十六条第二項に規定する原子力規制委員会の定める⑳の線量限度を番号とともに述べよ。

[解答例] ㉑-999 ミリシーベルト

- ⑮ 五年間の実効線量
- ⑯ 一年間の実効線量
- ⑰ 五年間の眼の水晶体の等価線量
- ⑱ 一年間の眼の水晶体の等価線量
- ⑲ 一年間の皮膚の等価線量
- ⑳ 実効線量

第6問 次の文章は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則における条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を対応する番号とともに記せ。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－東京

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る□①について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に□②等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の□③に従わせること。

三 ～ 五 (略)

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ □④の効果を持った□⑤に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器に□⑥して□④の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ □④の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ □④の効果を持った□⑥設備で□⑥すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、□⑦、蒸発、□⑧等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による□⑨その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ□⑩させること。この場合、□⑪において又は□⑫において排水中の放射性物質の濃度を□⑬することにより、□⑭の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、

当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器にするときは、した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物をの効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できるを当該容器に設けること等により、汚染の広がりを防止すること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又はした容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第六条の規定に基づきされた内容と照合できるようなを表示すること。

ニ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上のを掲示すること。

十二 ～ 十四 (略)

【メモ】

【メモ】

